

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と家庭を両立させることができる環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日 ～ 2028年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：男性社員の育児休業の取得を促進し、実績を3件とする。

<実施時期・取組内容>

- 2023年4月～ 法に基づく諸制度の確認
制度に関するパンフレットを作成しグループウェアにて周知
(ニーズに応じ、個人別の資料作成および制度説明を実施する)
男女問わず育児に参画しやすい職場風土の醸成を図る
- 2026年4月～ 育児休業取得者の体験談を社内で共有する

目標2：育児休業をしている労働者の職業能力の開発および向上のための情報提供を行う。

<実施時期・取組内容>

- 2023年4月～ 最新の技術に関する情報や社内会議等の情報提供するルールを整備する。
- 2023年6月～ 育児休業後に社員が復職しやすくするため、グループウェア等により、休業中の社員と連絡を密にし、ルールに従った情報共有を実施する
- 2023年10月～ 復職前に技術の確認やアサイン案件等の確認を行う

目標3：子の看護休暇について、中抜けできる制度を導入する。

※中抜け：就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること

<実施時期・取組内容>

- 2023年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 2023年6月～ 小学校就学前の子を持つ社員に対し、サポート体制を進める
- 2023年10月～ 制度導入、グループウェア等にて周知